

免許状の有効期限と更新講習の受講・修了確認等について

(1) 旧免許状所有者について

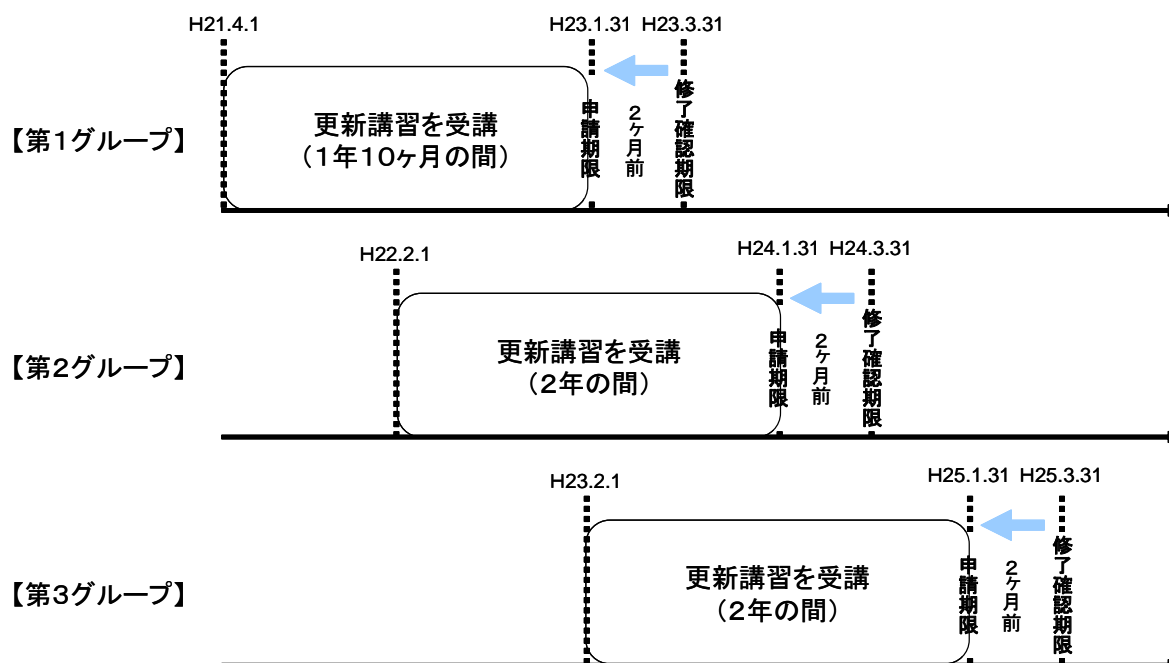
平成21年3月31日以前に授与された普通免許状または特別免許状を有する者の免許状には、有効期間の定めがないことから、最初の修了確認期限が、生年月日によってすべての旧免許状所持者*に設定されている。(次頁参照)

※平成23年3月31日時点で満56歳以上の者に対しては最初の修了確認期限は設定されていない。

更新講習の受講義務のある現職の教育職員等は、修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に30時間の更新講習を受講し、修了確認期限までに免許管理者の修了確認を受けなければ、免許状はその効力を失う。

なお、免許管理者の行う事務手続きに2ヶ月程度の時間が必要となるため、修了確認の申請は、期限の2ヶ月前が申請期限となる。

(参考) 更新講習受講・修了確認のイメージ

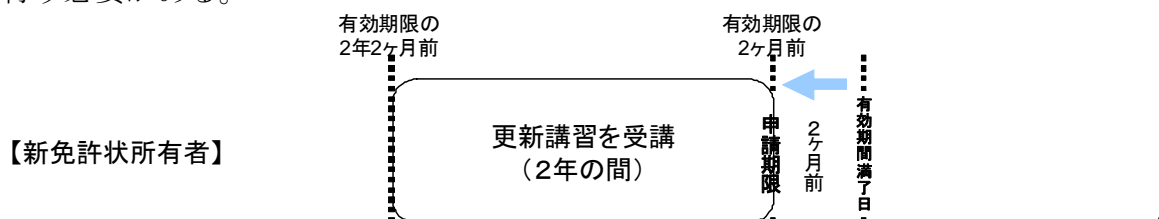


(2) 新免許状所有者について

平成21年4月1日以降に授与された免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなっている。

有効期間の満了日までに更新講習を受講・修了しなかった場合には免許状は失効する。

有効期限の更新にあたっては、有効期限満了日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に30時間の更新講習を受講し、有効期限満了日の2ヶ月前までに免許管理者に対して申請を行う必要がある。



旧免許状所持者の修了確認期限

(表 1) 教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する教育職員等（栄養教諭を除く。）

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
第1グループ	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>(平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)</small>	平成33年3月31日
第2グループ	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
第3グループ	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
第4グループ	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
第5グループ	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
第6グループ	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
第7グループ	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
第8グループ	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
第9グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
第10グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

(表 2) 栄養教諭免許状を所持する現職教員等（栄養教諭以外の職にある者も該当。）

栄養教諭免許状は平成16年度に創設された免許状であるため、表1のように修了確認期限を割り振ると、修了確認期限がその者の持つ栄養教諭免許状を授与された日から10年を超えない場合がほとんどとなるため、栄養教諭免許状を持っている者については、表1の割振りを適用せず、以下のとおりとする。

	免許状授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日～平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日～平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日～平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日